

国立研究開発法人国立環境研究所遺伝資源利用実施規程

令 4 規程第 2 号

令和 5 年 3 月 1 日

(趣旨)

第1条 本規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）において、「国立環境研究所の遺伝資源のアクセスと利益配分に関する基本方針」（国環研第 190122006 号。以下「ABS 基本方針」という。）及び「国立研究開発法人国立環境研究所における遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する基本的な考え方とガイドライン」（国環研第 190723001 号。以下「ABS ガイドライン」という。）に基づき、遺伝資源の適正な取得と研究への利用を図るため、遺伝資源利用委員会の設置や遺伝資源利用の実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 「遺伝資源」とは、生物多様性条約第 2 条に定める現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。
- (2) 「遺伝資源の取得又は利用」とは、生物多様性条約第 2 条に定める生息域内又は生息域外にある遺伝資源を採集、譲渡、貸与などによって取得し、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うこと（生物多様性条約第 2 条に定義するバイオテクノロジーを用いて行うものを含む。）のほか、取得した遺伝資源を第三者に提供することをいう。
- (3) 「遺伝資源取得・利用責任者」とは、原則として職員であって、遺伝資源の取得又は利用に関する業務を統括する者をいう。
- (4) 「情報に基づく事前の同意」とは、ある国の遺伝資源を取得又は利用する際に、当該国の国内制度に基づいて事前に取得しなければならない同意のことをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、研究所において実施される海外産遺伝資源を用いて行われる研究等に適用される。

(組織)

第4条 理事長は、研究所における遺伝資源の適正な取得又は利用を最終的な責任者として統轄する。

- 2 理事長は、遺伝資源の取得又は利用の承認、教育訓練、その他遺伝資源の適正な取得又は利用に関する報告又は助言を行う組織として、研究所に遺伝資源利用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項について審査又は調査し、理事長に報告又は助言する。

- (1) 研究所の遺伝資源利用に係る方針等の制定又は改廃に関すること。
 - (2) 遺伝資源の取得又は利用が法律、ABS 基本方針、ABS ガイドライン等及び本規程に適合していること。
 - (3) 遺伝資源の取得又は利用に係る教育訓練に関すること。
 - (4) その他遺伝資源の適正な取得又は利用のために必要な事項に関すること。
- 2 委員会の構成、事務局については別に定める。

(遺伝資源取得・利用申請及び審査)

第6条 遺伝資源を取得又は利用しようとするとき、遺伝資源取得・利用責任者は、あらかじめ委員会が定める遺伝資源取得・利用申請書を作成し、必要な書類を添えて委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、前項の申請について、委員会で審査し、遺伝資源の取得又は利用についてその可否を決定するものとする。ただし、次のいずれかの要件に該当し、委員長が遺伝資源の取得や利用が適正であることが明確であると認める場合には、委員会の審査を省略し、遺伝資源の取得又は利用を認めることができる。
 - (1) 当該遺伝資源の原産国等及び提供国等の国内法等において、情報に基づく事前の同意が不要であることが確認できる場合
 - (2) 当該遺伝資源の取得又は利用について、共同研究を実施する他の研究機関において既に審査又は確認を受け、適正な取得又は利用である旨の意見を得ている場合
 - (3) 研究所内の他の委員会において、当該遺伝資源の取得又は利用が適正であることの確認を得ている場合
- 3 前2項の規定は、第2項の規定により認められた遺伝資源の取得又は利用の目的を変更する場合について準用する。

(教育訓練)

第7条 理事長は遺伝資源を取得又は利用する者全員に対し、次に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けさせなければならない。

(1) ABS 指針及び研究所の定める規程等。

(2) 遺伝資源の適正な取得又は利用に関する基本的事項。

2 教育訓練の実施に関し必要な事項は委員会が定める。

(委任)

第8条 本規程に定めるもののほか、遺伝資源の適正な取得又は利用の実施のための必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

1 本規程は、令和5年3月1日から施行する。

2 「国立研究開発法人国立環境研究所遺伝資源利用委員会規程」(平成30年1月1日 平 29 規程第1号)は廃止する。